

鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事

図 面 目 録	
図面番号	図 面 名 称
A-1	特記仕様書(1)
A-2	特記仕様書(2)
A-3	特記仕様書(3)
A-4	付近見取図・床面積求積図
A-5	配置図兼仮設計画図
A-6	内部仕上表
A-7	改修前 2階平面図
A-8	改修後 2階平面図
A-9	改修後 2階天井伏図
A-10	立面図(南・東)
A-11	立面図(北・西)
A-12	断面図
A-13	改修前後 展開図(2階事務室・廊下)
A-14	改修後 展開図(2階廊下)
A-15	改修後 展開図(2階学習室(2))
A-16	改修後 建具配置図
A-17	改修後 建具表
A-18	下足箱・スロープ詳細図

I. 工事概要

1. 工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事
2. 工事場所	鳴門市大森町三俣
3. 規模	構造：鉄筋コンクリート造3階 規模：工事床面積、2階417.72㎡
4. 工事種目	工事内容：内装改修工事一式
5. 工事区分	建築工事、電気工事、管工事

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年度版(以下「改修仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年度版)(以下「仕様」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年度版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年度版)</p> <p>⑤建築物解体工事共通仕様書(令和4年度版)(以下「解体共通仕様書」という。)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(令和4年度版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事に支障がある障害については適宜対策及び養生を行なうこと。 ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。[義務付けられていない])。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
② 工事関係図書	<p>◎暴力団等による不当介入の排除</p> <p>1) 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者及び警察へ報告 するものとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者及び所管の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>3) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、「鳴門市工事請負契約約款」(以下「約款」という。)第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>4) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所管の警察署に提出しなければならない。</p> <p>5) 受注者は、前項被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、受注者は、約款第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。</p> <p>◎施工体系図・工事看板等は、監督員の指示に従って見易い場所に設けること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p>
③ 安全衛生管理	<p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)できる装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、権仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の提示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>

項 目	特 記 事 項
④ 工事現場管理	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、権仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の提示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>

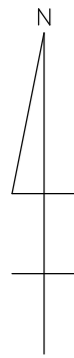
	I ZUMI SEKKEI SHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	特記仕様書(1)	縮尺	-
		(株) 泉設計室					
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地		TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治	図面番号	A-1
					事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																		
⑥ 施工調査	<p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>	<p>① 化学物質を発生する建築材料等</p>	<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當精請へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリプ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリプ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口巻出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(丸まで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者ととも、書面により確認すること</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本A2版2部、A3版1部、電子データ1部) ・工事写真(写真帳2部(・着手前・完成写真)、電子データ1部)</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリプ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口巻出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(丸まで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					<p>② 火災保険</p> <p>⑬ 室内空気中の化学物質の濃度測定</p> <p>⑭ デジタル工事写真の小黑板情報電子化</p>	<p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁官制部監修「宮構工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階：会議室、廊下、学習室(2)</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>(会議室、学習室(2)、廊下各1箇所)</td> <td>◎工事前工事後の合計6箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ	測定対象室	測定箇所数	2階：会議室、廊下、学習室(2)	3箇所	(会議室、学習室(2)、廊下各1箇所)	◎工事前工事後の合計6箇所
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																		
梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○																																																																																																			
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																			
スリプ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																						
同上(リンブレン等)	○																																																																																																						
床、天井点検口	○																																																																																																						
設備機器天井開口巻出		○	○	○																																																																																																			
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																						
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																				
縦樋(丸まで)	○																																																																																																						
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																			
同上補強	○																																																																																																						
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																																						
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																						
区分	サイズ																																																																																																						
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																						
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																						
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																						
測定対象室	測定箇所数																																																																																																						
2階：会議室、廊下、学習室(2)	3箇所																																																																																																						
(会議室、学習室(2)、廊下各1箇所)	◎工事前工事後の合計6箇所																																																																																																						
⑥ 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁官制部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div>	<p>③ 施工</p> <p>④ 設計変更箇所確認</p> <p>⑩ 工事検査及び技術検査</p> <p>① 完成図等</p>	<p>⑫ 火災保険</p> <p>⑬ 室内空気中の化学物質の濃度測定</p> <p>⑭ デジタル工事写真の小黑板情報電子化</p>	<p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁官制部監修「宮構工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階：会議室、廊下、学習室(2)</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>(会議室、学習室(2)、廊下各1箇所)</td> <td>◎工事前工事後の合計6箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ	測定対象室	測定箇所数	2階：会議室、廊下、学習室(2)	3箇所	(会議室、学習室(2)、廊下各1箇所)	◎工事前工事後の合計6箇所																																																																																					
区分	サイズ																																																																																																						
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																						
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																						
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																						
測定対象室	測定箇所数																																																																																																						
2階：会議室、廊下、学習室(2)	3箇所																																																																																																						
(会議室、学習室(2)、廊下各1箇所)	◎工事前工事後の合計6箇所																																																																																																						

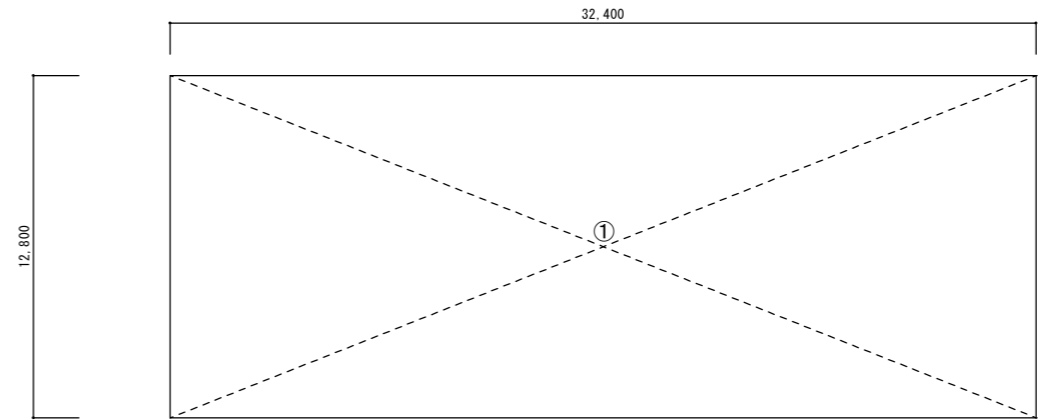
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	特記仕様書(2)	縮尺	-
	(株) 泉設計室	〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-2

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																								
2章 仮設工事																																													
① 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の確認を行うこと。	② 網戸張り替え	◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。 ◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・ 合成樹脂製) ◎製造所：評価名簿による。	⑦ ビニル床シート張り(JIS A 5705) ビニル床タイル張り(JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">種類・種類</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニル</td> <td>KS</td> <td>無地</td> <td>2.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>トルソ樹脂</td> <td>スロープ仕上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	材質	厚さ	高さ	ビニル	KS	無地	2.3	-	-	-	トルソ樹脂	スロープ仕上																		
材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木						接着剤	施工箇所	備考																																	
				材質	厚さ	高さ																																							
ビニル	KS	無地	2.3	-	-	-	トルソ樹脂	スロープ仕上																																					
② 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎内部足場(種類：脚立足場) ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲い(仕様：波型亜鉛鉄板、H=1.8m)(図示) ◎ゲート(有・無、仕様：キャスターゲート W=5m)	③ ガラス用フィルム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>張り面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス飛散防止フィルム</td> <td>第2種</td> <td>内張り</td> </tr> </tbody> </table> ◎品質はJIS A 5759による。	名称	種類	張り面	ガラス飛散防止フィルム	第2種	内張り	⑧ カーペット敷き	◎タイルカーペット (500*500*6.5 1種A-ブA1)																																		
名称	種類	張り面																																											
ガラス飛散防止フィルム	第2種	内張り																																											
④ 養生	◎既存部分の養生範囲は学習室(2)の床、廊下等。(養生方法：ビニールシート等) ◎既存部分の家具等の養生範囲は学習室(2)の黒板、掲示板等。(養生方法：ビニールシート等) ◎仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。 ◎仮間仕切り設置の際、防火扉の開閉位置に気をつけること。 ◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・設けない)	④ 撤去並びに下地補修	◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。 ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改修仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面	図示	ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ		⑨ セッコウボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セッコウボード</td> <td rowspan="2">壁</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>種仕19.7.2(6)、(6)</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS A 6901の規格品</td> <td>捨張</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>種仕19.7.2(6)、(6)</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	セッコウボード	壁	突付	9.5	準不燃	種仕19.7.2(6)、(6)	LGS		JIS A 6901の規格品	捨張	12.5	不燃	種仕19.7.2(6)、(6)	LGS										
撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																												
壁下地を含む全面	図示																																												
ボード面まで																																													
ボード面を残し仕上げのみ																																													
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																						
セッコウボード	壁	突付	9.5	準不燃	種仕19.7.2(6)、(6)	LGS																																							
JIS A 6901の規格品		捨張	12.5	不燃	種仕19.7.2(6)、(6)	LGS																																							
⑤ 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電料料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。	⑤ 木工事	◎工事現場搬入時の含水率は(A・B)種とする。 ◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。	⑩ 壁紙張り JIS A 6921	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">防火性能の級別</th> <th colspan="2">素地ごしらえ</th> <th rowspan="2">不燃材料等の区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>準不燃</th> <th>B種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室(2) 掲示板</td> <td>塩化ビニル系樹脂</td> <td>準不燃</td> <td></td> <td>B種</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事務室 壁</td> <td>塩化ビニル系樹脂</td> <td>準不燃</td> <td></td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ		不燃材料等の区分	備考	準不燃	B種	学習室(2) 掲示板	塩化ビニル系樹脂	準不燃		B種		-	事務室 壁	塩化ビニル系樹脂	準不燃		B種																			
施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ		不燃材料等の区分				備考																																				
			準不燃	B種																																									
学習室(2) 掲示板	塩化ビニル系樹脂	準不燃		B種		-																																							
事務室 壁	塩化ビニル系樹脂	準不燃		B種																																									
⑥ 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者にて)設けること。	⑥ 製材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スロープ床下地</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>特1等</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下地材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A・B・C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A・B・C</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	スロープ床下地	杉	図示	特1等	---	---	B種		下地材								造作材					A・B・C								A・B・C			⑪ 接着剤	◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																						
スロープ床下地	杉	図示	特1等	---	---	B種																																							
下地材																																													
造作材					A・B・C																																								
					A・B・C																																								
3章 鉄筋工事	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を行う・行わない)。 ◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・接着系アンカー)とする。 ・金属系アンカー 引張耐力(9.5KN)とする。せん断耐力(15.2KN)とする。アンカー本体の径(W3/8)、埋込深さ(28mm)とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。	⑦ 床張り用合板等	◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎構造用合板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>等級</th> <th>表板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>有効断面係数比</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スロープ床下地</td> <td>12</td> <td>2級</td> <td>針葉樹</td> <td>1類</td> <td>C-D</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考	スロープ床下地	12	2級	針葉樹	1類	C-D	---	---	---		6章 塗装改修工事	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																				
施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考																																				
スロープ床下地	12	2級	針葉樹	1類	C-D	---	---	---																																					
① あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)		⑧ 諸金物	◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。 ◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。 ◎JIS A 6517の規格品とする。	⑫ 合板張り JIS A 6921	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル面</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">素地ごしらえ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボード面</td> <td></td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	木部		B種	RB種	-	-		区分	種別	下地調整	備考	モルタル面	B種	RB種		区分	種別		素地ごしらえ	備考	屋外	屋内	ボード面		B種	B種			
区分	種別		下地調整	さび止め塗料			備考																																						
	屋外	屋内		屋外	屋内																																								
木部		B種	RB種	-	-																																								
区分	種別	下地調整	備考																																										
モルタル面	B種	RB種																																											
区分	種別		素地ごしらえ	備考																																									
	屋外	屋内																																											
ボード面		B種	B種																																										
4章 建具改修工事	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する横壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。 ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。	⑨ 軽量鉄骨壁下地	◎スタッド、ランナーの種類は、(65型)とし、改修仕6.7.1による。	⑬ カーペット敷き	◎カーペット見切押さえ 材質：アルミ製 寸法：幅25mm																																								
① 一般事項				⑭ 家具(下駄箱)	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 材質：アルミ製 寸法：450角 形式：顔線タイプ 材質：アルミ製 寸法：幅25mm																																								

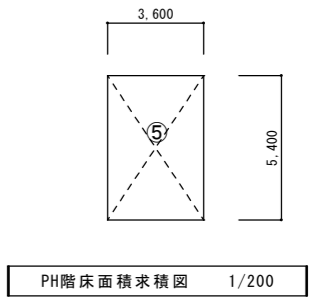
IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	特記仕様書(3)	縮尺	-
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号	A-3



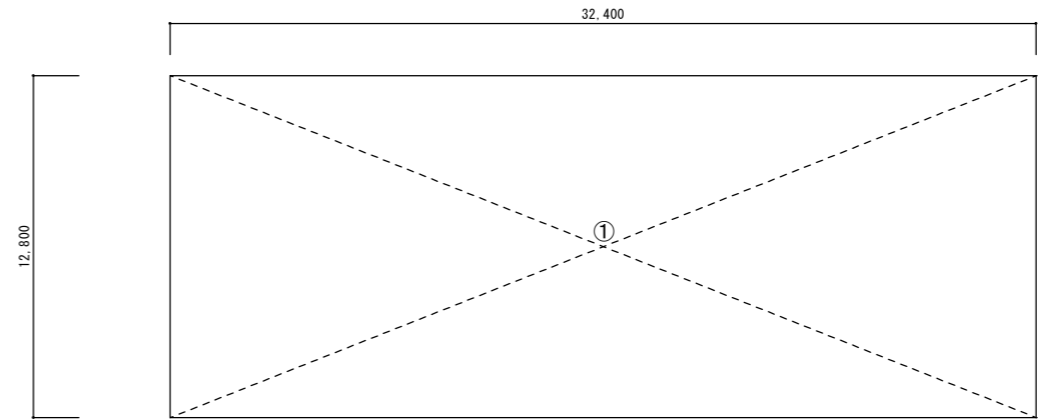
工事場所：鳴門市大麻町三俣



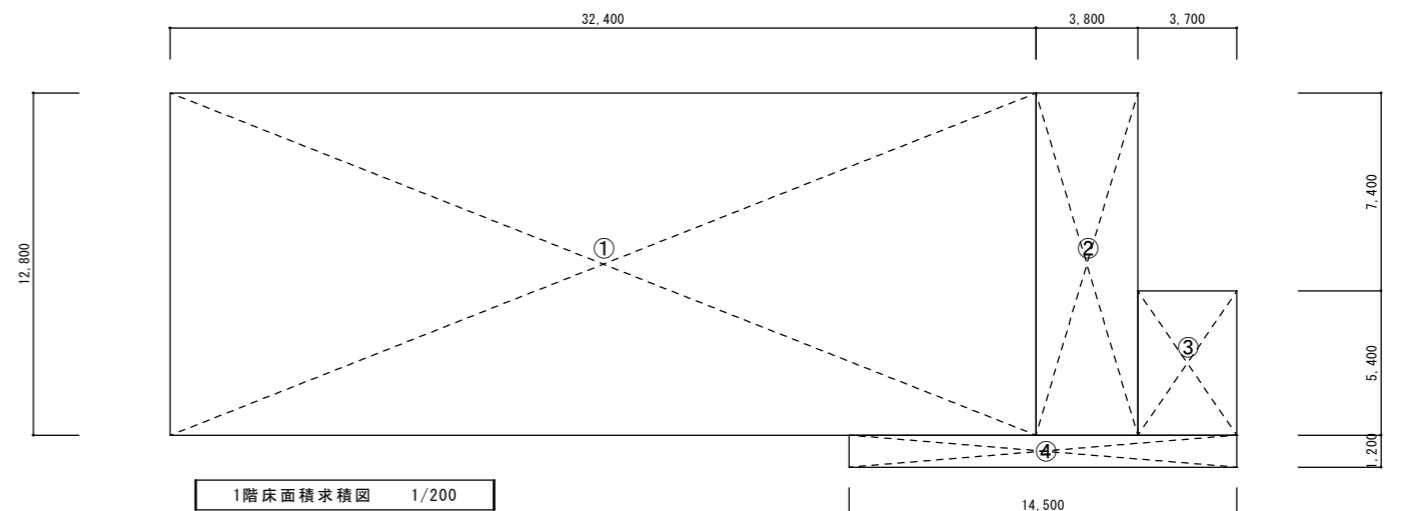
3階床面積求積図 1/200



PH階床面積求積図 1/200



2階床面積求積図 1/200



1階床面積求積図 1/200

床面積求積表

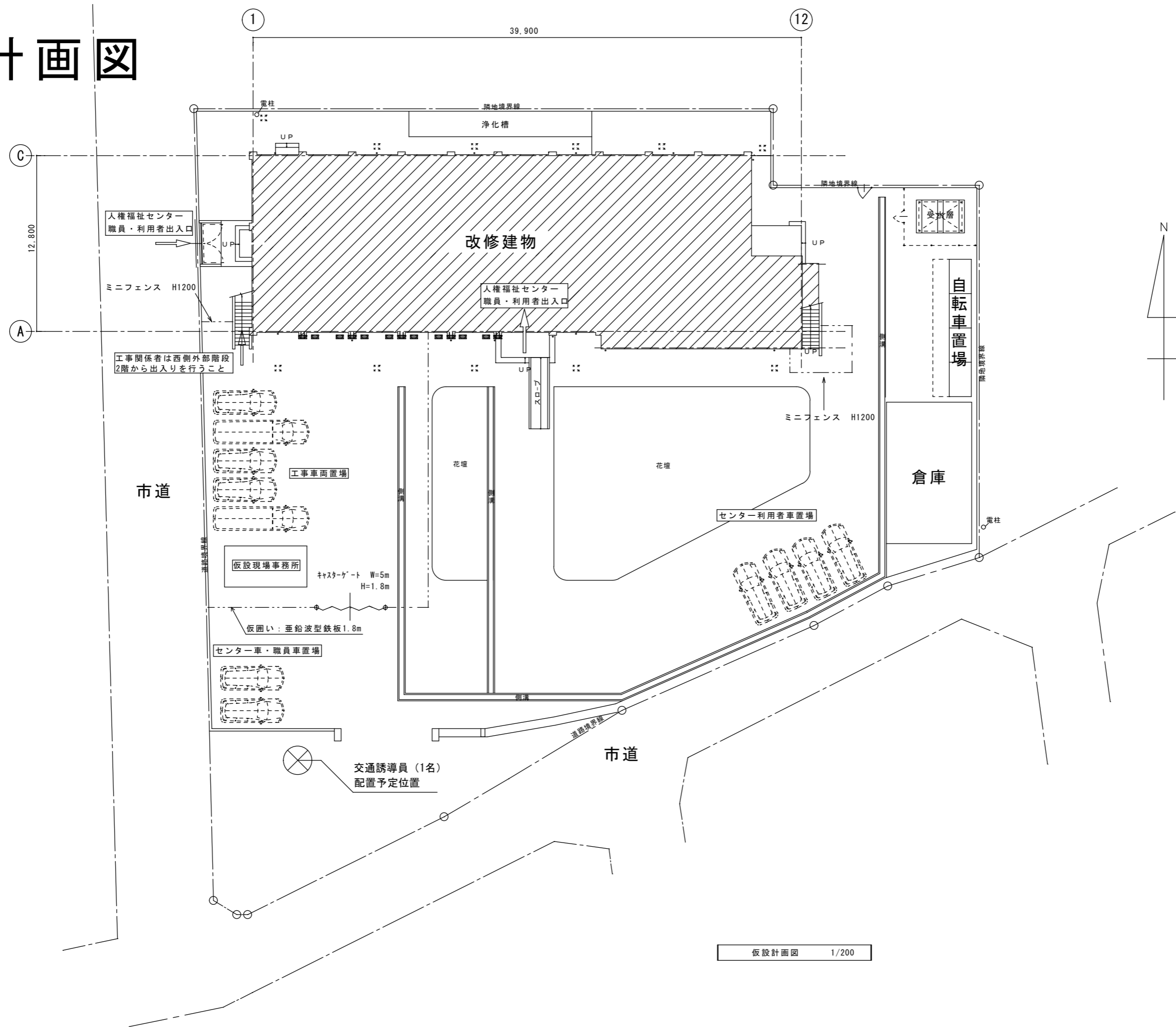
			m ²
①	32.40 × 12.80	=	414.72
②	3.80 × 12.80	=	48.64
③	3.70 × 5.40	=	19.98
④	14.50 × 1.20	=	17.40
⑤	3.60 × 5.40	=	19.44
1階	①+②+③+④	=	500.74
2階	①	=	414.72
3階	①	=	414.72
PH階	⑤	=	19.44
床面積 合計			1,349.62

出典：国土地理院ウェブサイト
「標準地図データ」（国土地理院）をもとに作成

付近見取り図

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	付近見取り図・床面積求積図	縮尺	1/200
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号		図面番号	A-4

仮設計画図



仮設計画図 1/200

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称 鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	配置図兼仮設計画図	縮尺	1/200
	(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-5


内 部 仕 上 表

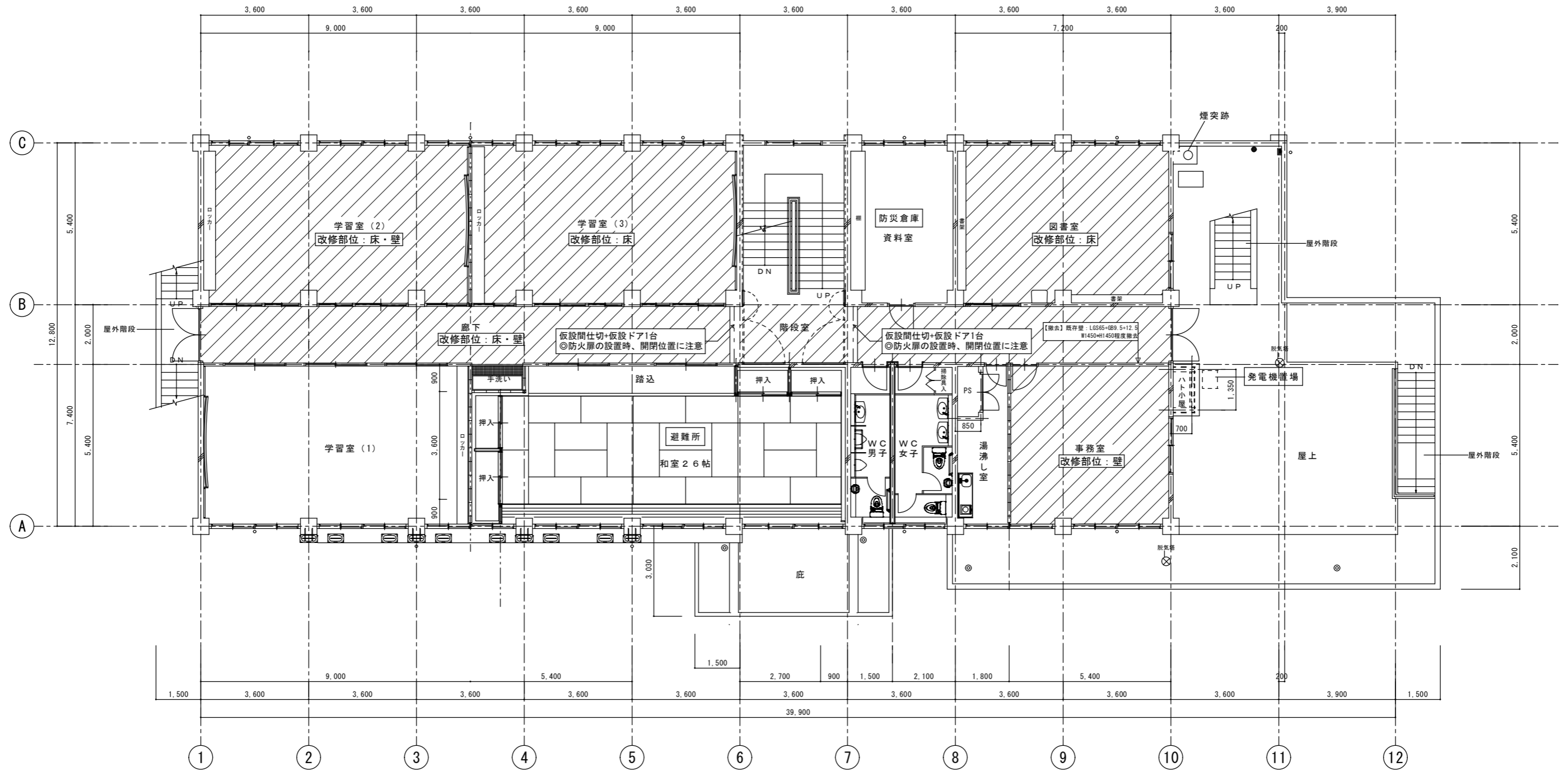
注1) 内装材、造り付け家具、使用接着剤、備品類はフォスター [F☆☆☆☆]の製品を使用のこと。 注2) 壁下地LGSはスタッド100・65とする。ただし、外壁廻り・柱廻りはBOX型20とする。

階	室 名	区分	床		F L H	巾 木	H	壁		天 井			造作材 (巾木以外)	C H	備 考	
			仕 上 及 び 仕 上 下 地	下地				仕 上 及 び 仕 上 下 地	下地	仕 上 及 び 仕 上 下 地	下地	塗装				
2	学習室 (2)	改修前	Pタイル張り	C	±0	木製	100	モルタル面:モルタル金こて EP塗 木軸壁面:合板張り	W	ロックウール吸音板 t=9.0	LGS	-	塩ビ製	2,700		
		改修後	既存床仕上げ美装のうえタイルカーベツ張り	C	±0	【塗り替え】SOP塗り	100	【塗り替え】モルタル面:EP塗り(西、南、北面) 【塗り替え】木軸壁面:SOP塗り(東面) EP塗・SOP塗の塗料=不燃	W	【既存のまま】	LGS	-	【既存のまま】	2,700	【塗り替え】モルタル面:EP塗り(西、南、北面) 【塗り替え】既存木製扉・サッシ・枠SOP塗り(室内側のみ)	
	学習室 (3)	改修前	Pタイル張り	C	±0	木製	100	モルタル面:モルタル金こて EP塗 木軸壁面:合板張り	W	ロックウール吸音板 t=9.0	LGS	-	塩ビ製	2,700		
		改修後	既存床仕上げ美装	C	±0	【既存のまま】	100	【既存のまま】	W	【既存のまま】	LGS	-	【既存のまま】	2,700		
	図書室	改修前	Pタイル張り	C	±0	木製	100	モルタル面:モルタル金こて EP塗	W	ロックウール吸音板 t=9.0	LGS	-	塩ビ製	2,700		
		改修後	既存床仕上げ美装	C	±0	【既存のまま】	100	【既存のまま】	W	【既存のまま】	LGS	-	【既存のまま】	2,700		
	会議室 ↓ 事務室	改修前	タイルカーベツ張り	C	±0	塩ビ製	100	壁:ビニールクロス張り PB t=9.5+12.5	LGS	ロックウール吸音板 t=9.0	LGS	-	塩ビ製	2,670		
		改修後	【既存のまま】	C	±0	【既存のまま】 【一部新設】新設壁部分 塩ビ製 H=100	100	【既存のまま】 【一部新設】北面壁:LGS65+PB t=9.5+12.5+ビニールクロス張り PB t=9.5=準不燃、PB t=12.5=不燃、ビニールクロス=準不燃	LGS	【既存のまま】	LGS	-	【既存のまま】	2,670	【新設】埋め込み型下駄箱	
	廊下	改修前	長尺シート張り t=2.0	C	±0	塩ビ製	100	天井面:モルタル金こて 珪藻土吹付 壁:PB t=9.5+12.5 目隠し張り EP塗	LGS	化粧PB t=9.5	LGS	-	塩ビ製	2,400		
		改修後	既存床仕上げ美装のうえタイルカーベツ新設	C	±0	【既存のまま】 【一部新設】新設10-7部分 塩ビ製 H=100	100	【既存のまま】 【一部新設】南面壁:PB t=9.5+12.5 目隠し張り EP塗	LGS	【既存のまま】	LGS	-	【既存のまま】	2,400	【新設】スロープ(東側) 【新設】アルミ天井点検口450角	
【下地記号】			【塗装記号】					【認定番号:不燃材料、準不燃材料、難燃材料等】								
C	鉄筋コンクリート	L	A L C版	SOP	:合成樹脂調合ペイント塗	2-ASE	:アクリルシリコン樹脂エナメル塗	EP-T	:合成樹脂エマルジョン模様塗料塗	PB	[せっこうボード](7)9.5	:準不燃QM-9828	ケイ酸カルシウム板 (7)5、6、8	:不燃 NM-9029	不燃認定壁紙	:塩化ビニール樹脂系=不燃NM-9899(不燃PB下地)=参考品番
CB	コンクリートブロック	ST	鉄骨鋼材	FE	:フタル酸樹脂エナメル塗	2-FUE	:常温乾燥形フッ素樹脂エナメル塗	UC	:ウレタン樹脂ワニス塗	PB	[せっこうボード](7)12.5	:不燃 NM-8619	ビニールクロス	:準不燃 QM-9397(不燃下地、準不燃PB下地)=参考品番		:プラスチック壁紙系=不燃NM-1549(不燃PB下地)=参考品番
W	木造下地			NAD	:アクリル樹脂系非水分散形塗料	EP-G	:つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗	CL	:クリアラッカー塗	不燃化粧せっこうボード(7)9.5	:不燃 NM-8613	SOP・EP・AE・EP-M等の塗料	:不燃 NM-8585(不燃下地)		:紙製壁紙系 =不燃NM-9750(不燃PB下地)=参考品番	
LGS	(壁) 軽量鉄骨間仕切壁下地			AE	:アクリル樹脂エナメル塗	EP(AEP)	:合成樹脂エマルジョンペイント塗	OS	:オイルステイン塗	不燃ゾブトーン(7)9.5	:不燃 NM-0411	吹付タイル	:不燃 NM-8573(不燃下地)、準不燃 QM-9813(準不燃下地)		:無機質壁紙系 =不燃NM-9551(不燃PB下地)=参考品番	
	(天井) 軽量鉄骨天井下地			2-UE	:2液形ポリウレタンエナメル塗	EP-M	:多彩模様塗料塗	OP	:油性調合ペイント塗	ロックウール吸音板(7)9.0	:不燃 NM-8599	アクリルシン:	不燃 NM-8572(不燃下地)、準不燃 QM-9812(準不燃下地)			

I Z U M I S E K K E I S H I T U		工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	内部仕上表	縮尺	-
		(株) 泉設計室	〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町赤田字浜端西6-1番地	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-6
		TEL・FAX 088-685-9345					

工事箇所	改修項目
学習室 (2)	既存床仕上げ美装のうえタイルカーペット新設、既存モルタル壁・合板塗り直し、既存ロッカー改修・塗り直し 既存木製扉・サッシ・枠塗り直し (室内側のみ)
学習室 (3)	既存床仕上げ美装
図書室	既存床仕上げ美装
事務室	新設埋め込み型下足箱 (木製 W1450×D400×H1450)
廊下	床既存仕上げ美装のうえタイルカーペット新設、東側スロープ新設
その他	1. 網戸張替え、飛散防止フィルム張り ※建具配置図、建具表参照 2. 新設タイルカーペット端部と建具レール下部分に押さえ金物
	◎仮設間仕切—階段室の防火扉の開閉位置に十分注意し設置すること


 工事対象の部屋を示す

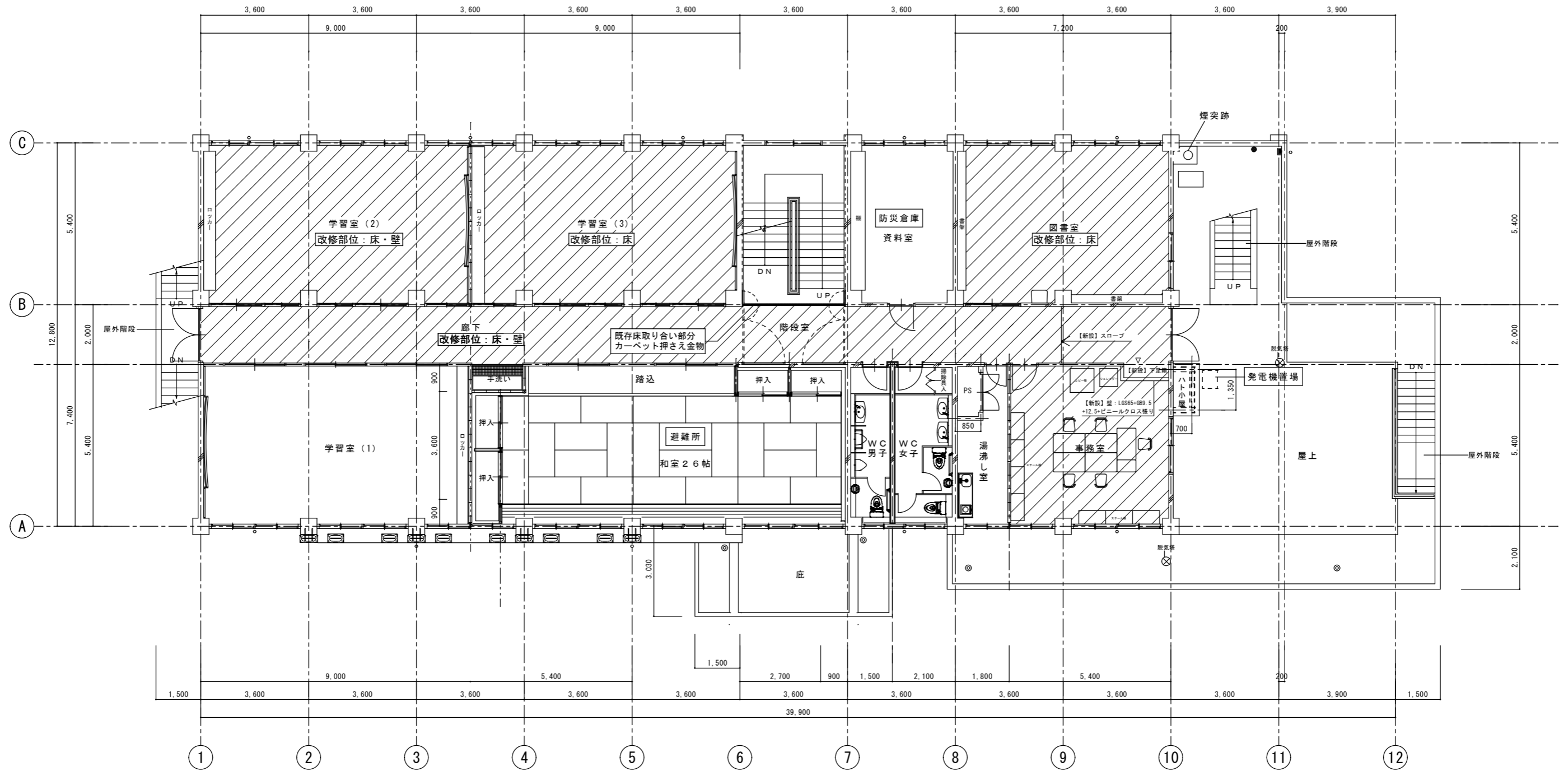


[改修前]
2階 平面図 1/100

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	改修前 2階平面図	縮尺	1/100
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町赤田字浜端西6-1番地	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-7	

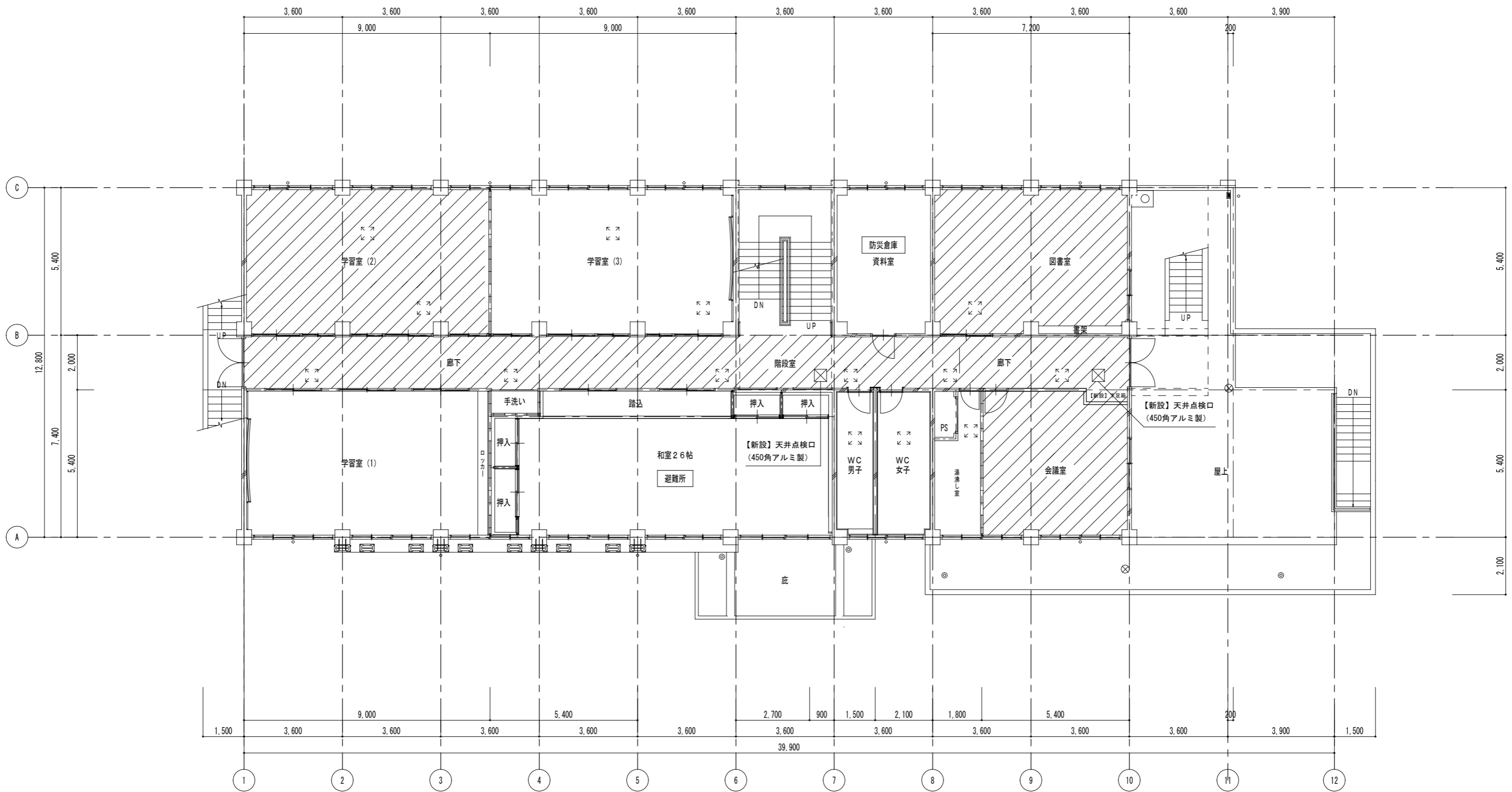
工事箇所	改修項目
学習室 (2)	既存床仕上げ美装のうえタイルカーペット新設、既存モルタル壁・合板塗り直し、既存ロッカー改修・塗り直し 既存木製扉・サッシ・枠塗り直し (室内側のみ)
学習室 (3)	既存床仕上げ美装
図書室	既存床仕上げ美装
事務室	新設埋め込み型下足箱 (木製 W1450×D400×H1450)
廊下	床既存仕上げ美装のうえタイルカーペット新設、東側スロープ新設
その他	1. 網戸張替え、飛散防止フィルム張り ※建具配置図、建具表参照 2. 新設タイルカーペット端部と建具レール下部に押さえ金物

 工事対象の部屋を示す

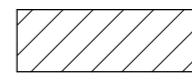


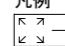
[改修後]
2階 平面図 1/100

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	改修後 2階平面図	縮尺	1/100
	(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町赤田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-8	



改修後 2階天井伏図 1/100

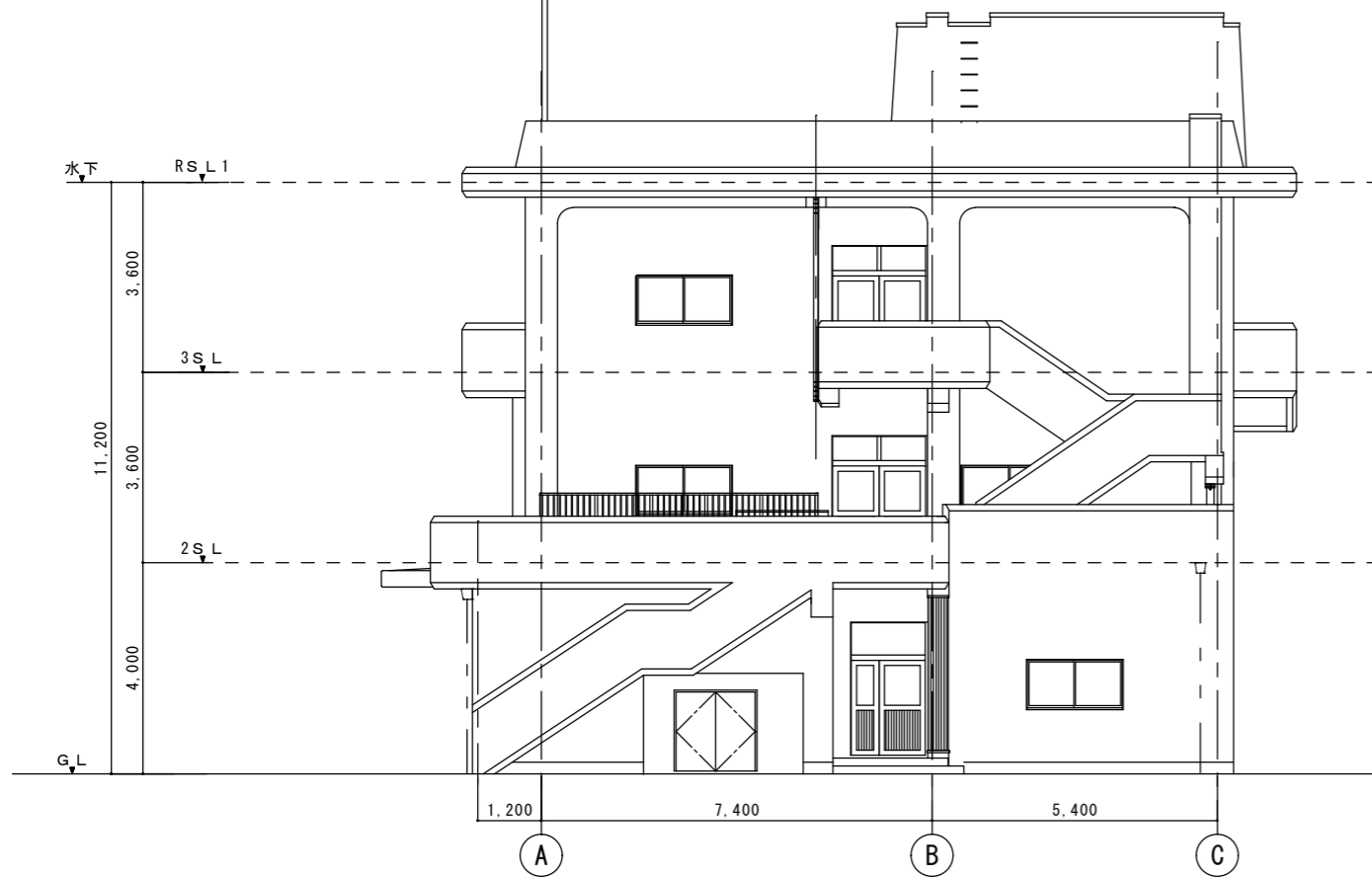
 工事対象の部屋を示す

凡例
 【既存】天井点検口 (450角アルミ製) を示す

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	改修後 2階天井伏図	縮尺	1/100
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-9



南 立面図 1/100



東 立面図 1/100

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称 鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事

図面名称 立面図(南・東)

縮尺

1/100

(株) 泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

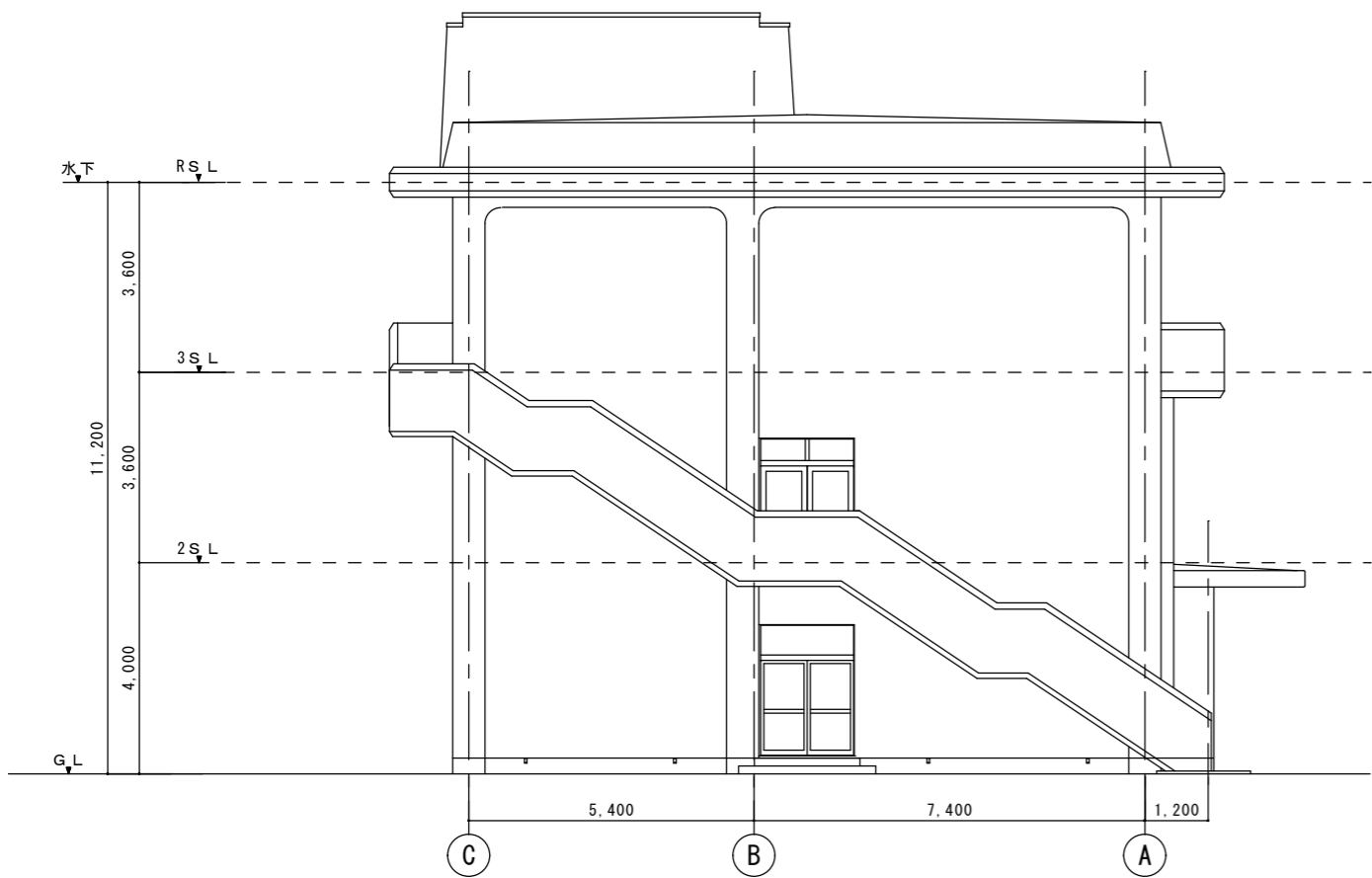
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号

図面番号

A-10



北 立面図 1/100



西 立面図 1/100

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称 鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事

図面名称 立面図(北・西)

縮尺

1/100

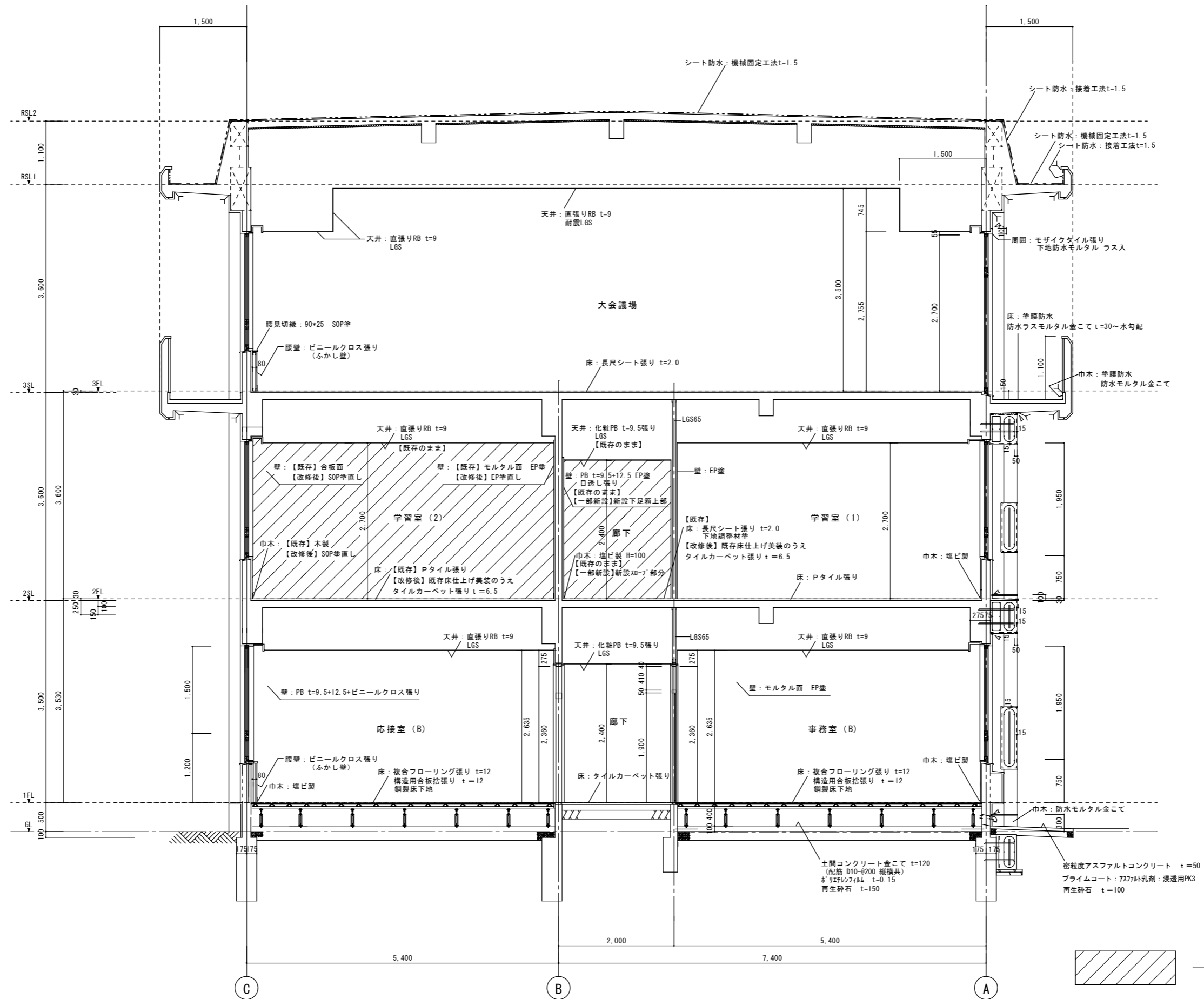
(株) 泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

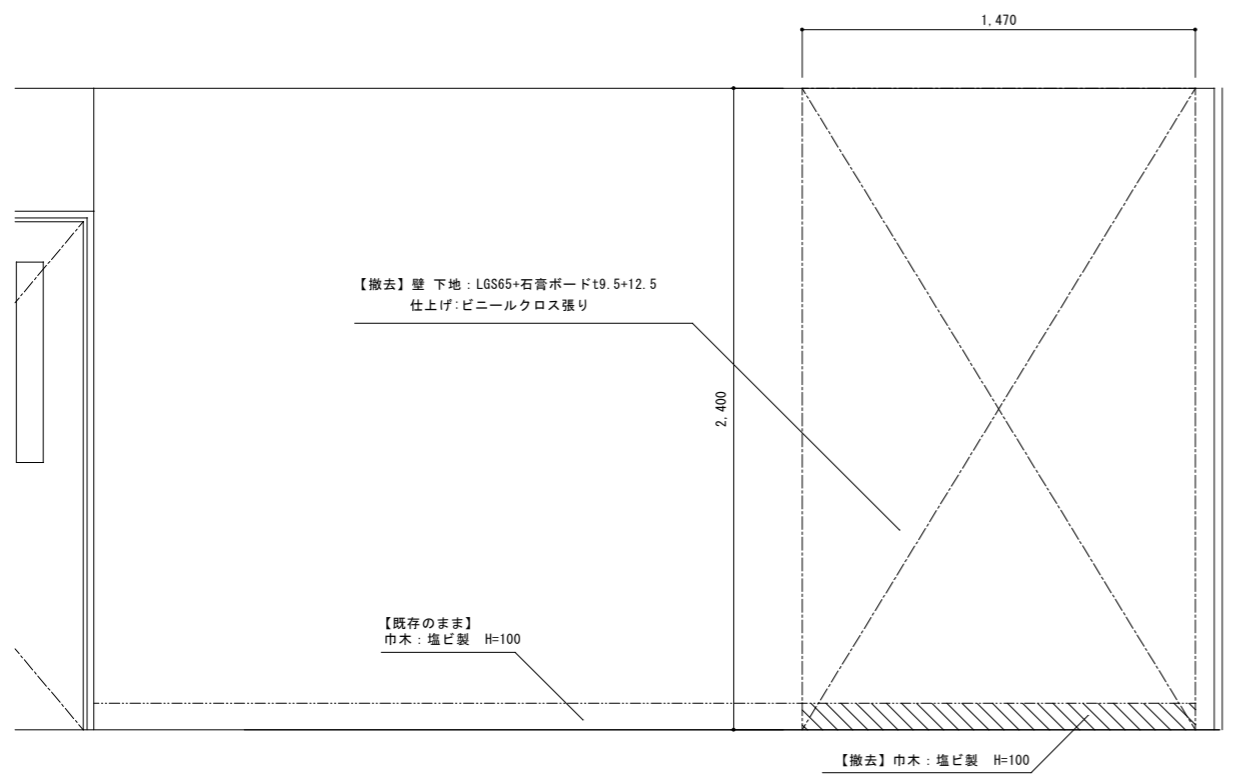
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号

図面番号

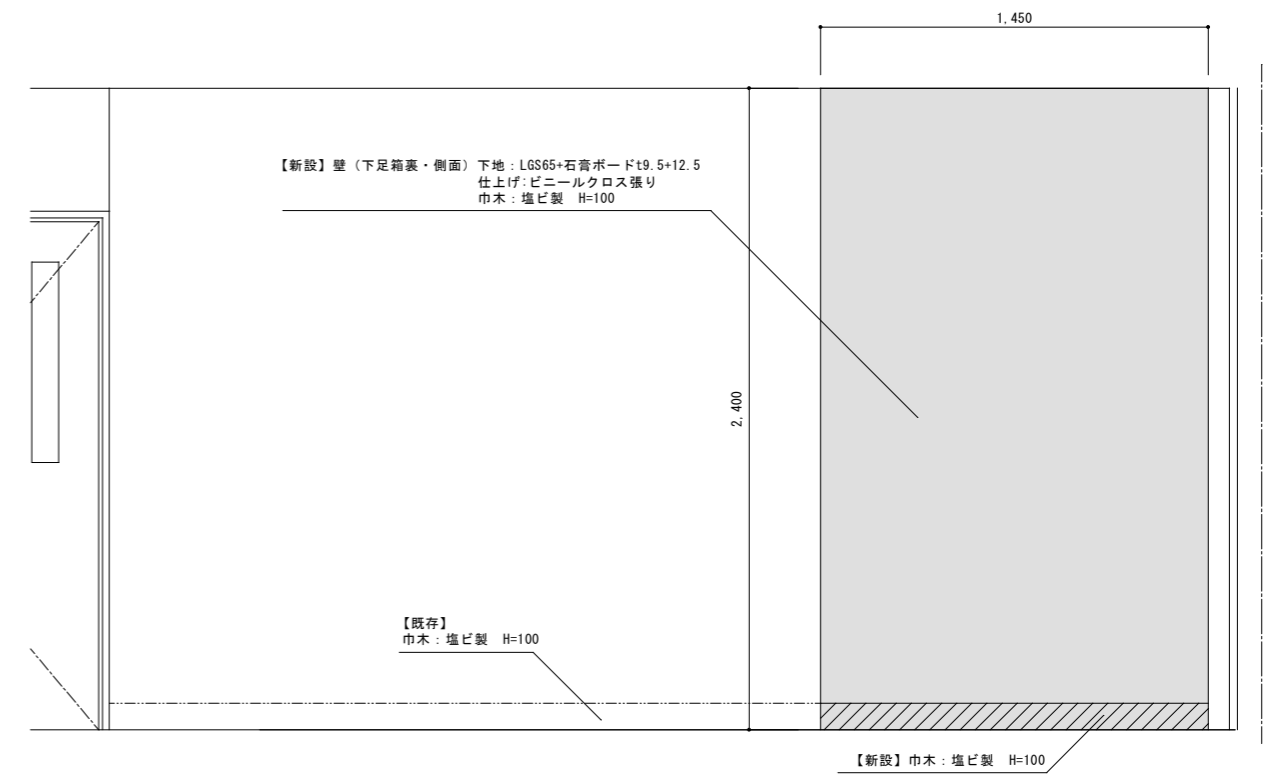
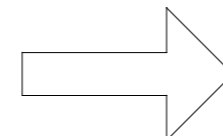
A-11



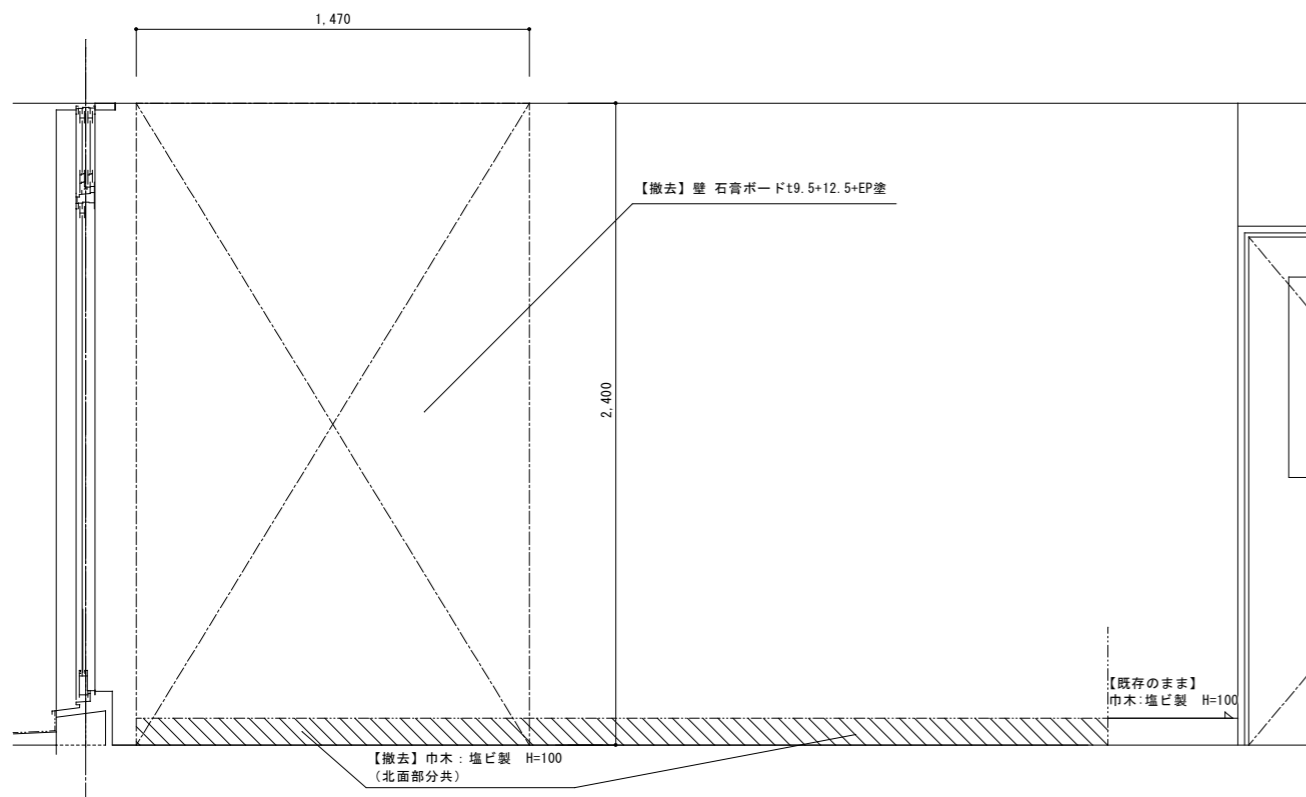
IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	断面図	縮尺	1/50
	(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町奇田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-12	



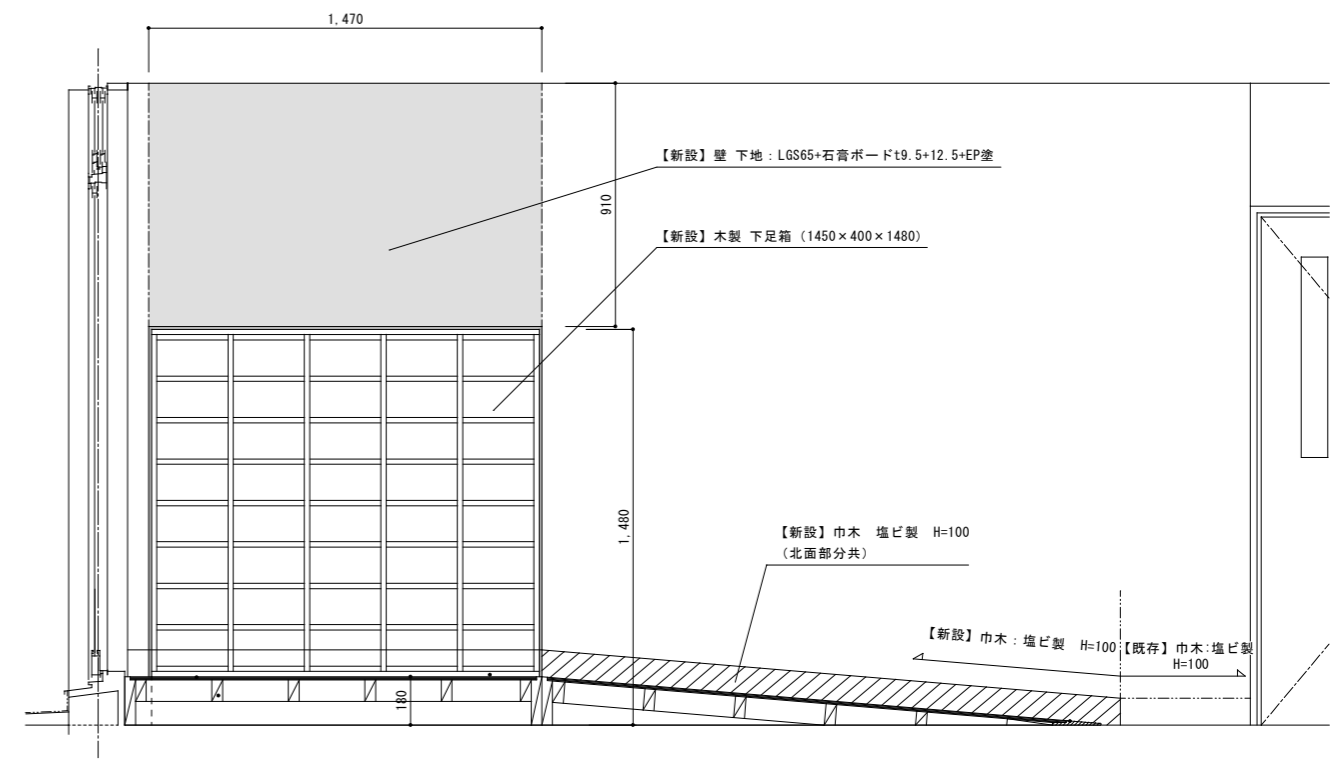
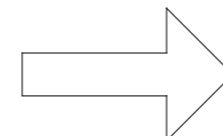
改修前 展開図 会議室 1/20



改修後 展開図 事務室 1/20

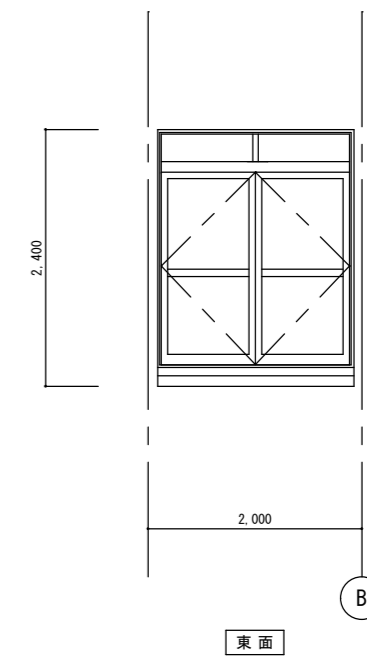
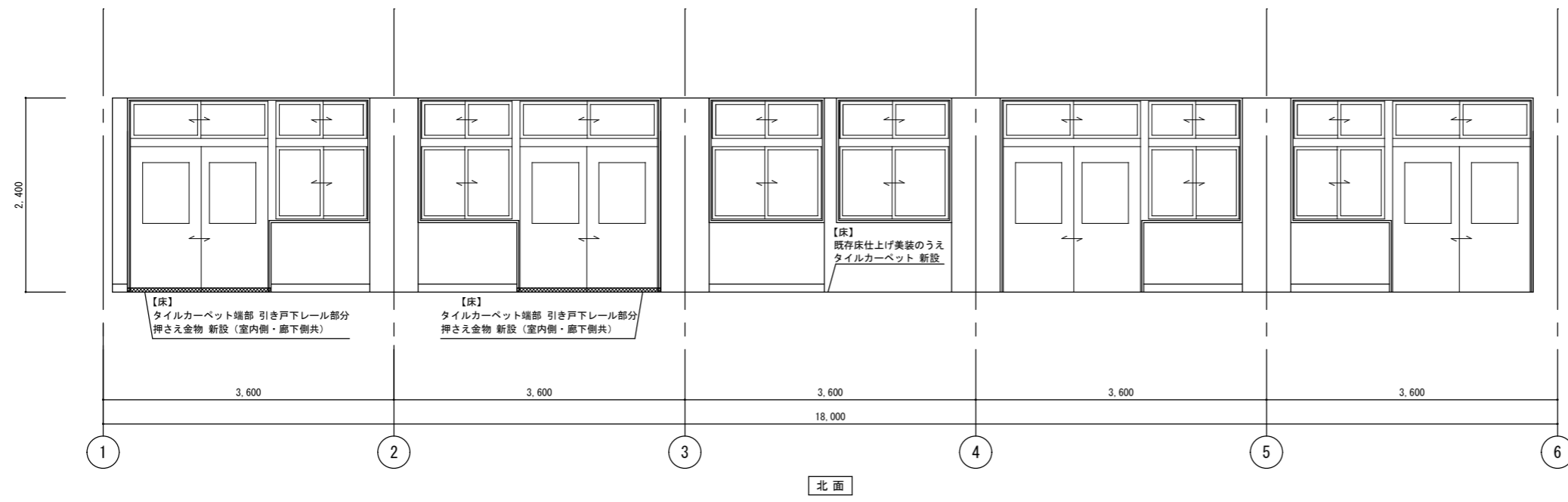
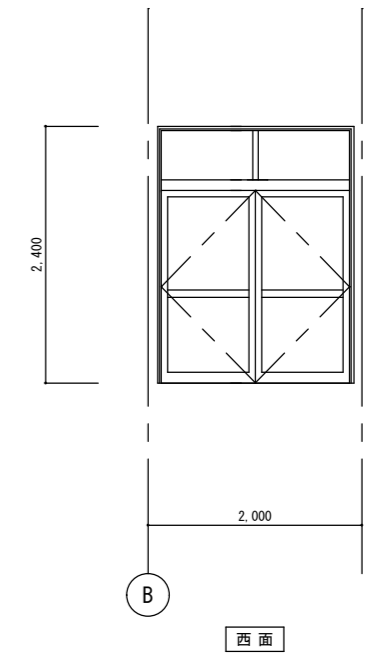
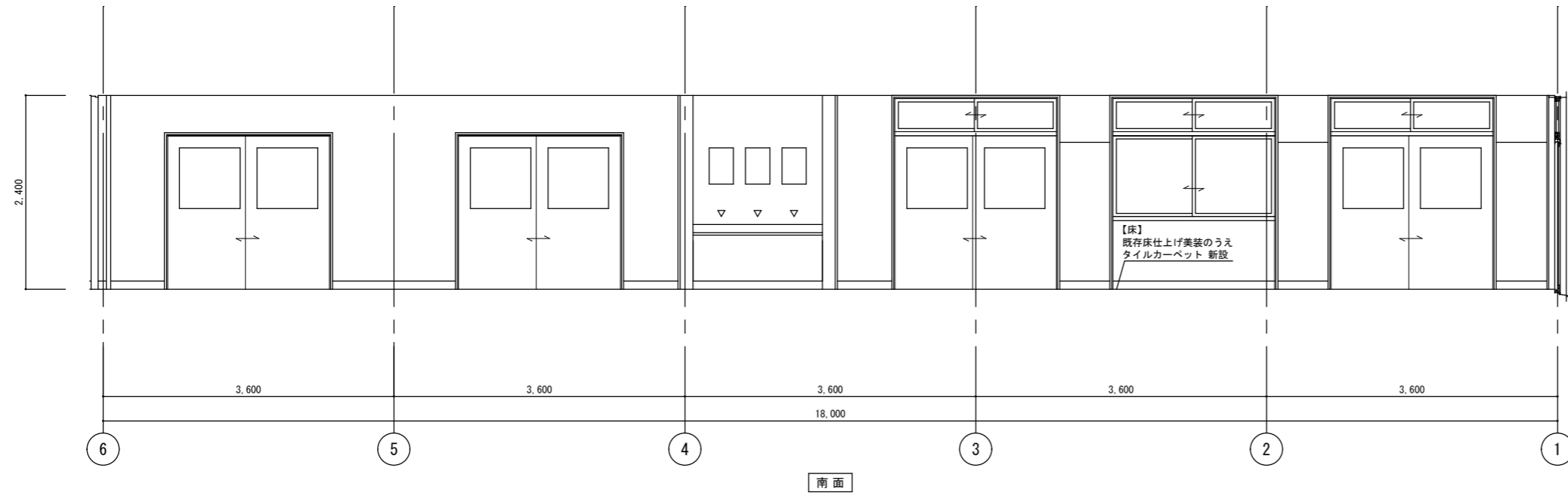


改修前 展開図 廊下 1/20



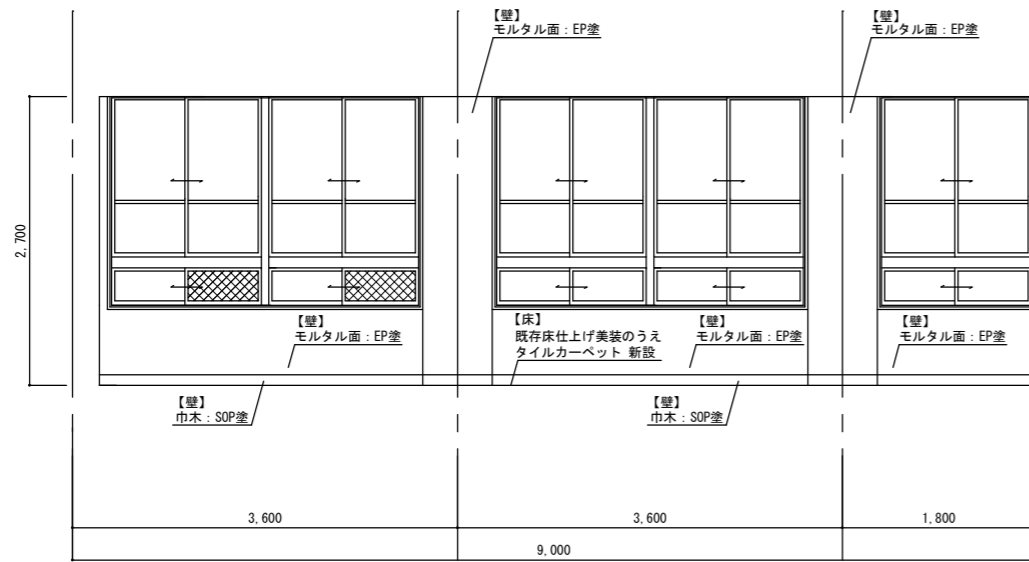
改修後 展開図 廊下 1/20

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	改修前後 展開図 (2階事務室・廊下)	縮尺	1/20
	(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	A-13	

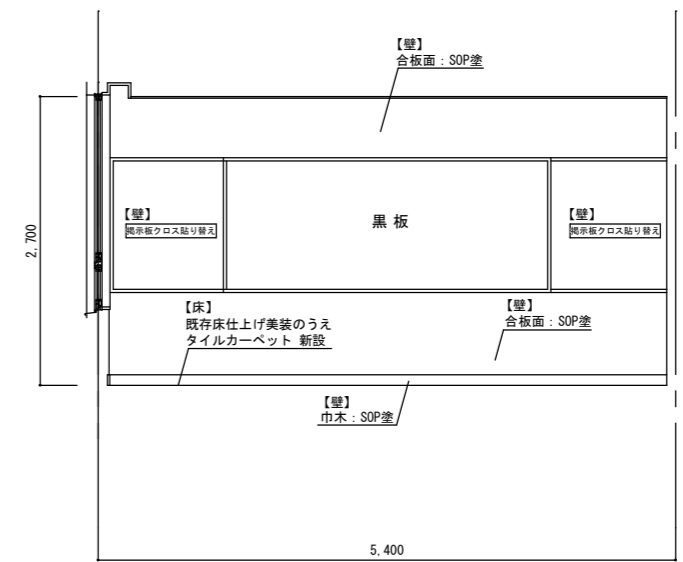


改修後 展開図 2階廊下 1/50

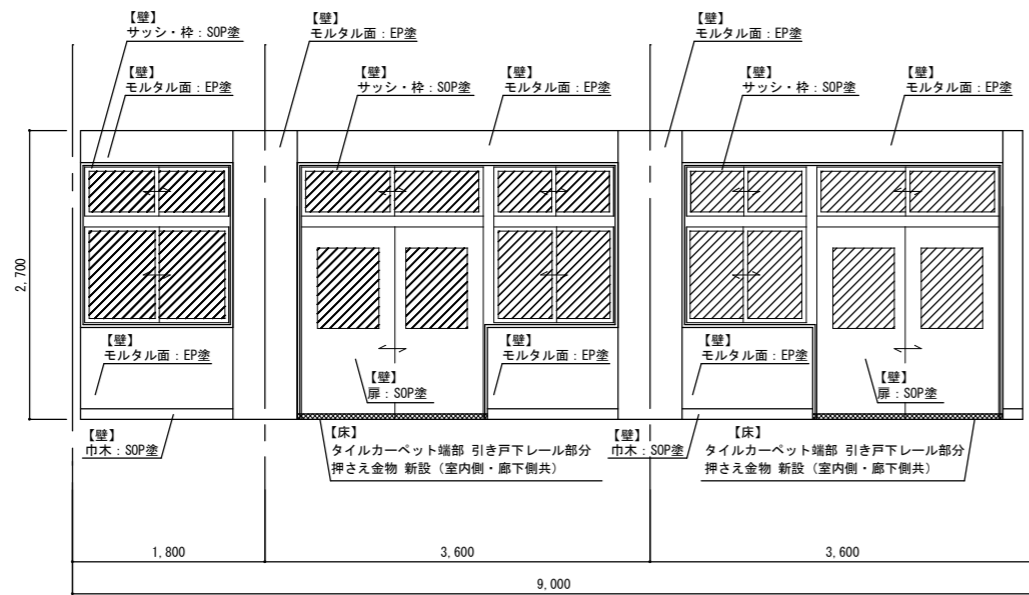
IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	改修後 展開図 (2階廊下)	縮尺	1/50
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号		図面番号	A-14



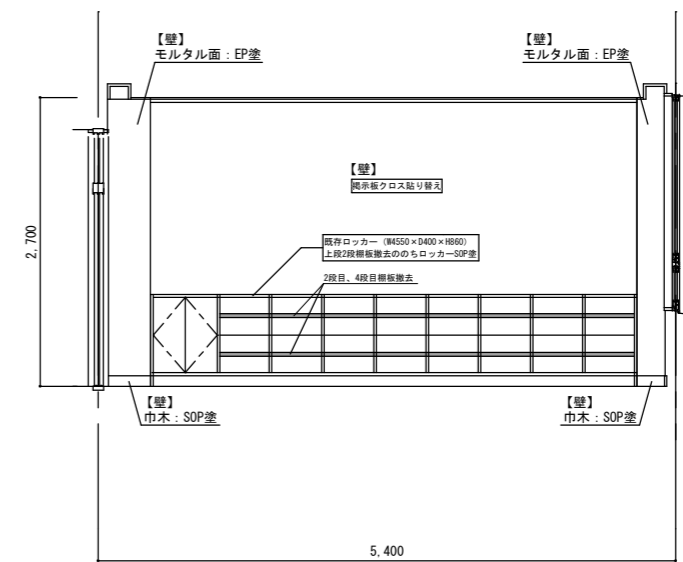
北面 網戸張替え



東面



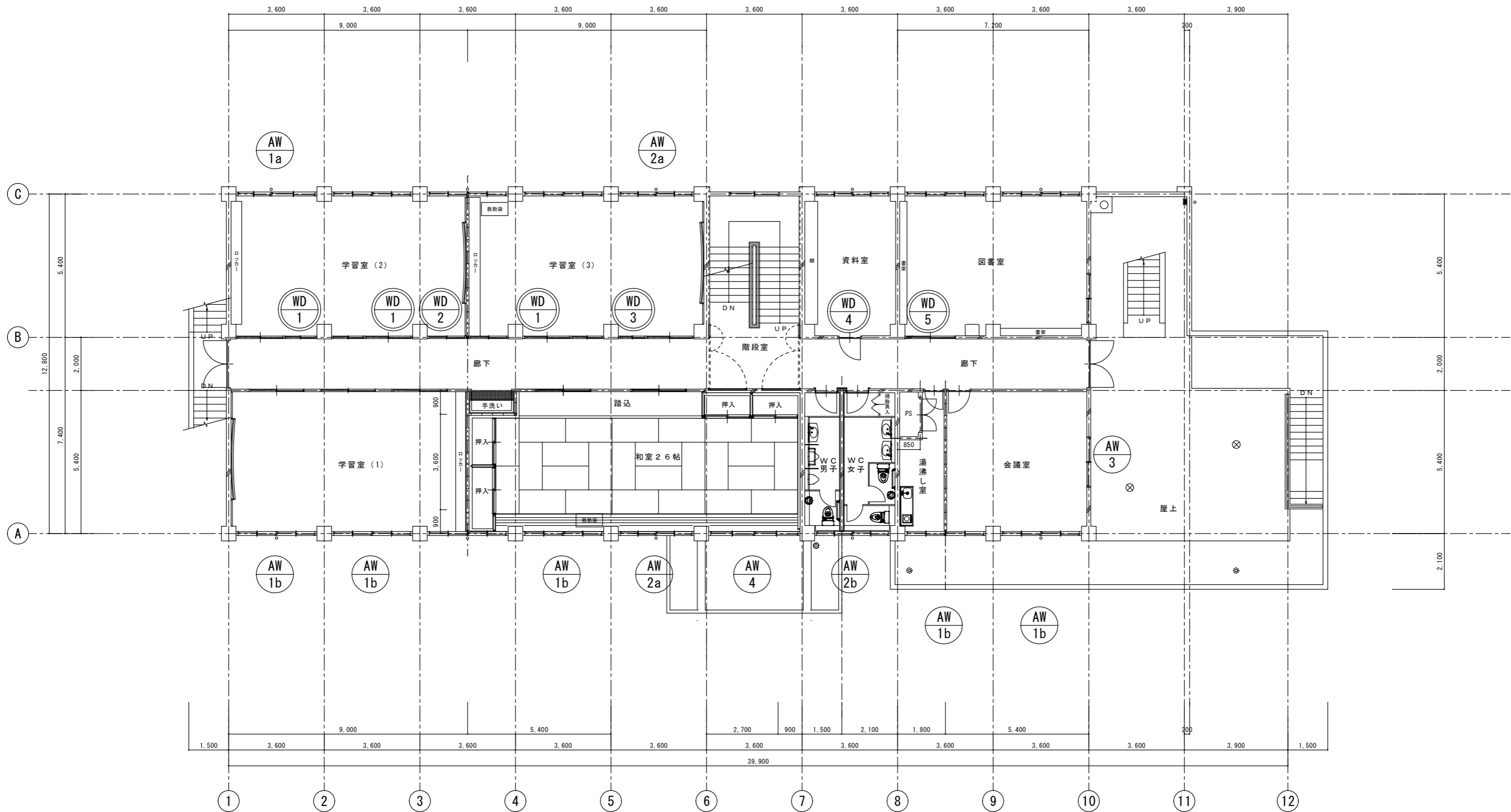
南面 飛散防止フィルム張り (室内側のみ)



西面

改修後 展開図 学習室 (2) 1/50

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事	図面名称	改修後 展開図 (2階学習室 (2))	縮尺	1/50
		(株) 泉設計室	〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治	事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号	図面番号	A-15
		TEL・FAX 088-685-9345					



改修前後 2階 建具配置図 1/100

凡例	
	網戸張替えを示す
	飛散防止フィルム張りを示す (室内側のみ)

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称 鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事

図面名称 改修後 建具配置図

縮尺

1/100

(株) 泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号

図面番号

A-16

符 号	場所 型式	数量 法規	AW 1a	2階：学習室(2) 連装2段引違い窓	1ヶ所	AW 1b	2階：学習室(1)、和室、会議室 連装2段引違い窓	5ヶ所	AW 2a	2階：学習室(3) 連装2段引違い窓	2ヶ所	AW 2b	2階：WC 連装2段引違い窓	1ヶ所	AW 3	2階：会議室 引違い窓	1ヶ所	AW 4	2階：和室 連装2段引違い窓	1ヶ所
形状																				
材質・仕上	アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製							
硝子	トーメイガラス厚3		トーメイガラス厚3		トーメイガラス厚3		トーメイガラス厚3		トーメイガラス厚3		トーメイガラス厚3		トーメイガラス厚3							
ガラリ																				
枠	杢		杢		杢		杢		杢		杢		杢							
改修内容	網戸張替え		網戸張替え		網戸張替え		網戸張替え		網戸張替え		網戸張替え		網戸張替え							
符 号	場所 型式	数量 法規	WD 1	2階：学習室(2・3) ランマ付引き違いドア+ランマ付引き違い窓	3ヶ所	WD 2	2階：学習室(2・3) ランマ付引き違い窓	1ヶ所	WD 3	2階：学習室(3) ランマ付引き違いドア+ランマ付引き違い窓	1ヶ所	WD 4	2階：資料室 片開きドア	1ヶ所	WD 5	2階：図書室 引き違いドア	1ヶ所			
形状																				
材質・仕上	ポリ合板フラッシュ		ポリ合板フラッシュ		ポリ合板フラッシュ		ポリ合板フラッシュ		ポリ合板フラッシュ		ポリ合板フラッシュ		ポリ合板フラッシュ							
硝子	出入口・腰窓：型ガラス厚4 ランマ：トーメイガラス厚3		出入口・腰窓：型ガラス厚4 ランマ：トーメイガラス厚3		出入口・腰窓：型ガラス厚4 ランマ：トーメイガラス厚3		出入口・腰窓：型ガラス厚4 ランマ：トーメイガラス厚3		出入口・腰窓：型ガラス厚4 ランマ：トーメイガラス厚3		出入口・腰窓：型ガラス厚4 ランマ：トーメイガラス厚3		出入口・腰窓：型ガラス厚4 ランマ：トーメイガラス厚3							
ガラリ																				
枠	杢		杢		杢		杢		杢		杢		杢							
改修内容	飛散防止フィルム張り(室内側のみ)		飛散防止フィルム張り(室内側のみ)		飛散防止フィルム張り(室内側のみ)		飛散防止フィルム張り(室内側のみ)		飛散防止フィルム張り(室内側のみ)		飛散防止フィルム張り(室内側のみ)		飛散防止フィルム張り(室内側のみ)							
符 号	場所 型式	数量 法規																		
形状																				
材質・仕上																				
硝子																				
ガラリ																				
枠	杢		杢		杢		杢		杢		杢		杢							
改修内容																				

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

鳴門市青少年会館及び市場・川崎児童館の移転に伴う改修工事のうち建築工事

図面名称

改修後 建具表

縮尺

1/100

(株) 泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第 01046号

図面番号

A-17

